

○ 総務省令 第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 その局が設備規則第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であるときは、その局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局を現に開設し、運用する者であること。</p> <p>九 その局が設備規則第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六において無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局を現に開設し、運用する者であること。</p> <p>十 〔略〕</p> <p>第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>一 その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>〔一〕(3) 略〕</p> <p>〔4〕 携帯移動衛星通信（設備規則第三条第九号に規定する携帯移動衛星通信をいう。）を行う携帯移動地球局若しくは地球局（設備規則第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は設備規則第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局若しくは地球局に限る。）又は当該携帯移動地球局若しくは地球局の通信の相手方である人工衛星局</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>第七条の三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔一〕(3) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 宇宙無線通信の業務のうち、次の各号に掲げる業務を当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 携帯移動衛星業務 携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信(地球局又は携帯移動地球局の中継によるものを含む。)の業務をいう。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>〔一〇二十 略〕</p> <p>二十の二 地球局 宇宙局と通信を行い、若しくは受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信(宇宙局とのものを除く。)を行うため、又は携帯基地地球局と携帯移動地球局との間及び携帯移動地球局相互間の衛星通信のうち人工衛星局と携帯移動地球局との間の通信の中継を行うため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。</p> <p>〔二十の三〇二十九 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第九条 総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 第三号に規定する無線局と同一の周波数を使用する携帯移動地球局又は地球局の免許又は再免許を与えるとき。</p> <p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 〔略〕</p> <p>2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 電気通信業務を行うことを目的とする地球局(設備規則第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている地球局に限る。)</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局</p> <p>〔一〕 設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準のうち地球局に係るもの</p> <p>〔二〕 〔五〕 〔略〕</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 携帯移動衛星業務 携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信の業務をいう。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一〇二十 同上〕</p> <p>二十の二 地球局 宇宙局と通信を行ない、又は受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信(宇宙局とのものを除く。)を行なうため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。</p> <p>〔二十の三〇二十九 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔一〕 〔四〕 〔同上〕</p> <p>〔四 同上〕</p>

五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局

〔1〕(9) 略

〔10〕 設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準

〔11〕 設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの

〔12〕(9) 略

〔六〕十二 略

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第二項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一〕五 略

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

〔1〕(4) 略

〔5〕 地球局(設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定地球局」という。)

〔6〕 略

〔七〕八 略

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 略

〔2〕7 略

8 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状(第十五条の二第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し)とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。

〔9〕11 略

(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)

第四十一条の二の三 法第七十条の八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕二 略

三 特定地球局

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〕十五 略

十六 地球局(VSAT地球局又は設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局であつて設備規則第四十九条の六に規定する携帯無線通信によ

五 〔同上〕

〔1〕(9) 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔10〕(9) 〔同上〕

〔六〕十二 同上

(簡易な操作)

第三十三条 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 〔同上〕

〔1〕(4) 同上

〔新設〕

〔5〕 〔同上〕

〔七〕八 同上

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 〔同上〕

〔2〕7 同上

8 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状(第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し)とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。

〔9〕11 同上

(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)

第四十一条の二の三 〔同上〕

〔一〕二 同上

〔新設〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 〔同上〕

〔一〕十五 同上

十六 地球局(VSAT地球局に限る。)

る電気通信業務の提供の用に供する陸上移動中継局と同一の無線設備を用いるものに限る。）

〔十七〕二十六 略〕

（同等特定無線局区分）

第五十一条の十の二の三 法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局（同項に規定する特定無線局に限る。）の区分とする。

〔一 略〕

一 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十三の七又は第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局を除く。）

三 設備規則第四十九条の二十三の七又は第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局

四 〔略〕

五 〔略〕

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数の電波に係る部分又は設備規則第四十九条の二十三の七若しくは第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局が使用する周波数の電波に係る部分があるときは、それぞれこれらの部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数の電波に係る部分又は設備規則第四十九条の二十三の七若しくは第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局が使用する周波数の電波に係る部分があるときは、それぞれこれらの部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

一 第五十一条の十の二の三第一号又は第四号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数

〔十七〕二十六 同上〕

（同等特定無線局区分）

第五十一条の十の二の三 〔同上〕

〔一 同上〕

一 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

〔新設〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

一 第五十一条の十の二の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数

ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

〔二 略〕

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十條第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の二十一第一項及び第二項、第二十七條の二十二から第二十七條の二十五まで、第二十七條の二十六（第三項を除く。）、第二十七條の二十七第二項、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、第二十七條の三十、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二第二項、第二十七條の三十三（第三項を除く。）、第二十七條の三十四、第二十七條の三十五、第三十九條第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1) 固定局、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）、陸上局、移動局、無線測位局、地球局（V S A T地球局又は設備規則第四十九條の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局に限る。）、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

〔② 略〕

〔一の二〇八 略〕

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

〔略〕	〔略〕
三 宇宙局並びに包括免許に係る特定無線局（法第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線	申請者又は免許人の住所

ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

〔二 同上〕

(権限の委任)

第五十一条の十五 〔同上〕

〔一 同上〕

(1) 固定局、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

〔② 同上〕

〔一の二〇八 同上〕

2 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
三 宇宙局並びに包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	申請者又は免許人の住所

局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	
[略]	[略]

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

- 一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるもの場合
 - (1) (4) 略
 - (5) 特定地球局に係るもの
 - (6) [略]
- 二 略

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

[略]	[略]
10 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。）	[略]
[略]	[略]

[注略]

[同左]	[同左]

別表第二号 [同左]

- 一 [同左]
 - (1) (4) [同左]
 - [新設]
 - (5) [同左]
- 二 [同左]

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

[同左]	[同左]
10 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）	[同左]
[同左]	[同左]

[注同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後
<p>(申請の手續の簡略)</p> <p>第十五条の二の二 「略」</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)、施行規則第三十三條第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。)、同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)又は同号(5)に規定する特定地球局(以下単に「特定地球局」という。)であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は特定地球局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。</p> <p>「3・4 略」 (様式等)</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>「255 略」</p> <p>6 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。)を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することができる。</p> <p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、衛星</p>

改 正 前
<p>(申請の手續の簡略)</p> <p>第十五条の二の二 「同上」</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)、施行規則第三十三條第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。)又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。</p> <p>「3・4 同上」 (様式等)</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>「255 同上」</p> <p>6 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。)を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することができる。</p> <p>別表第二号第2 「同左」</p>

局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

[様式略]

[注1～17 略]

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。）

[ア～ウ 略]

[(2)・(3) 略]

(4) 特定地球局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町○－○－○何内」のように記載すること。

(5) [略]

[注19～25 略]

別表第二号の四 [略]

[1枚目～3枚目略]

4枚目（地球局（V S A T地球局又は設備規則第49条の23の8に規定する地球局に限る。）、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の23の7、第49条の23の8、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表略]

5枚目（地球局（V S A T地球局又は設備規則第49条の23の8に規定する地球局に限る。）、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の23の7、第49条の23の8、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表略]

[注略]

別表第三号の五 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届

[同左]

[様式同左]

[注1～17 同左]

18 [同左]

(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。）

[ア～ウ 同左]

[(2)・(3) 同左]

[新設]

(4) [同左]

[注19～25 同左]

別表第二号の四 [同左]

[1枚目～3枚目同左]

4枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、49条の23の6、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表同左]

5枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表同左]

[注同左]

別表第三号の五 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様

<p>出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[略]</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[注1～3 略]</p> <p>4 2の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) ⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。</p> <p>[ア 略]</p> <p><u>イ</u> 特定地球局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p>[(6)・(7) 略]</p> <p>[5・6 略]</p>	<p>式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[同左]</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[注1～3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) [同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>イ</u> [同左]</p> <p>[(6)・(7) 同左]</p> <p>[5・6 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
目次			目次		
「第一章～第三章 略」			「第一章～第三章 同上」		
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件			第四章 「同上」		
「第一節～第四節の十九の二 略」			「第一節～第四節の十九の二 同上」		
第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三～第四十九 条の二十三の八）			第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三～第四十九 条の二十三の六）		
「第四節の二十一～第九節 略」			「第四節の二十一～第九節 同上」		
「第五章 略」			「第五章 同上」		
附則			附則		
（定義）			（定義）		
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。			第三条 「同上」		
「一～九の二 略」			「一～九の二 同上」		
九の三 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信」とは、通信方式に直 交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波 数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いる携帯移動衛星通信をいう。			「新設」		
「十～十六 略」			「十～十六 同上」		
（空中線電力の許容偏差）			（空中線電力の許容偏差）		
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同 表の下欄に掲げるとおりとする。			第十四条 「同上」		
送信設備	許容偏差		送信設備	許容偏差	
	上限（パー セント）	下限（パー セント）		上限（パー セント）	下限（パー セント）
「略」	「略」	「略」	「同上」	「同上」	「同上」
十九 次に掲げる送信設備	二〇	五〇	十九 次に掲げる送信設備	二〇	五〇
(一) 第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う 無線局の送信設備			(一) 第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う 無線局の送信設備		
(二) 第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局 の送信設備			(二) 第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局 の送信設備		
(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のため の通信を行う無線局の送信設備			(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のため の通信を行う無線局の送信設備		
(四) 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の 送信設備			(四) 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の 送信設備		
(五) 第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線 標定陸上局の送信設備			(五) 第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線 標定陸上局の送信設備		
二十 シングルキャリア周波 数分割多元接続方式携帯	第四十九条の二十三の七にお いて無線設備の条件が定めら	八七			七九

移動衛星通信を行う無線局の送信設備	れている携帯移動地球局の送信設備		
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの	八七	六二
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの	八七	七四
二十一 その他の送信設備		〔略〕	〔略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔略〕

〔2〕³⁴ 略

35 第四十九条の二十三の七に規定する携帯移動地球局並びに第四十九条の二十三の八に規定する携帯移動地球局及び地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 MHz 幅で(一)五七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 以下	任意の一 MHz 幅で(一)四七デシベル以下の値

第四十九条の二十三の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を送信し、二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を受信するもの(次条に規定する無線設備を除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 人工衛星局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるもので

二十一 その他の送信設備		〔同上〕	〔同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2〕³⁴ 同上

〔新設〕

〔新設〕

あること。

ハ 一の人工衛星局の通話チャネルから他の人工衛星局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和とすること。

ホ チャネル間隔は、五MHzとすること。

二 送信装置の条件

隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによって自動的に選択されること。

二 通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の二十三の八 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局又は地球局(人工衛星局と携帯移動地球局との間の通信が不可能な場合、それらの局の間の通信の中継を行う携帯移動地球局又は移動しない地球局をいう。)の無線設備であつて、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(地球局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

人工衛星局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

二 送信装置の条件

隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する値に適合すること。

2 前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 人工衛星局対向器(携帯移動地球局(携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。)の無線設備であつて、人工衛星局と通信を行うものをいう。以下同じ。)の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

〔新設〕

- 二 人工衛星局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 三 携帯移動地球局対向器（携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。
- 四 携帯移動地球局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 五 人工衛星局対向器及び携帯移動地球局対向器の増幅度（人工衛星局対向器の入力電力に対する携帯移動地球局対向器の出力電力の比又は携帯移動地球局対向器の入力電力に対する人工衛星局対向器の出力電力の比をいう。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号（第5条関係）

周波数許容偏差の表

[表略]

[注1～57 略]

58 次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第49条の23の7に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

(2) 第49条の23の8に規定する携帯移動地球局及び地球局

ア 携帯移動地球局対向器

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$$

イ 人工衛星局対向器 300Hz

別表第二号（第6条関係）

[第1～第79 略]

第80 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。

別表第三号（第7条関係）

[1～41 略]

別表第一号（第5条関係）

周波数許容偏差の表

[表同左]

[注1～57 同左]

[新設]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第79 同左]

[新設]

別表第三号（第7条関係）

[1～41 同左]

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、69及び71の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

[43～70 略]

71 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

72 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から71までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68及び69の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

[43～70 同左]

[新設]

71 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から70までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は社記による。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇の四 略〕</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備(設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。)であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</p> <p>十一 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備(設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。)であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの</p> <p>〔十一〇の十八 略〕</p> <p>十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備(設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。)</p> <p>〔十一の十九の二〇八十一 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1〇14 略〕</p> <p>15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。))以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の六の十二第一項第</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇の四 同上〕</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</p> <p>十一 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの</p> <p>〔十一〇の十八 略〕</p> <p>十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔十一の十九の二〇八十一 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>別表第二号 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1〇14 同上〕</p> <p>15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。))以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の六の十二第一項第</p>

四号に規定する無線設備、同条第二項第四号に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十三の八第二項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

[16 ～ 23 略]

[イ・ウ 略]

[11・13 略]

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

[第一～第四 略]

第五 地球局（設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局を除く。）、航空機地球局又は携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局及び設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局を除く。）に使用するための無線設備の工事設計書

[略]

[注略]

[第六 略]

四号に規定する無線設備、同条第二項第四号に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

[16 ～ 23 同上]

[イ・ウ 同上]

[11・13 同上]

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

[第一～第四 同左]

第五 地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

[同左]

[注同左]

[第六 同左]

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令の一部改正)

第六条 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令(平成十四年総務省令第百十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用状況調査に係る無線局の種類)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局、電気通信業務用人工衛星局(電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局であつて、電気通信業務用基地局と同一の周波数の電波を使用して無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号、第三条第九号の三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行うものに限る。第五条において同じ。)の通信の相手方である移動する無線局及び当該電気通信業務用人工衛星局と当該移動する無線局との間の通信を中継するために開設する移動しない無線局に係る利用状況調査については、毎年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする</p> <p>(利用状況調査の調査事項等)</p> <p>第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電気通信業務用基地局、当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局、電気通信業務用人工衛星局の通信の相手方である移動する無線局及び当該電気通信業務用人工衛星局と当該移動する無線局との間の通信を中継するために開設する移動しない無線局(次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。)に係る利用状況調査については、次に掲げる事項</p> <p>「イ」ヲ 略</p> <p>「ニ」 略</p> <p>「2」7 略</p>	<p>(利用状況調査に係る無線局の種類)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査については、毎年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする。</p> <p>(利用状況調査の調査事項等)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局(次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。)に係る利用状況調査については、次に掲げる事項</p> <p>「イ」ヲ 同上</p> <p>「ニ」 同上</p> <p>「2」7 同上</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、無線設備規則（以下この項及び次項において「設備規則」という。）第四十九条の二十三の七に規定する携帯移動地球局の包括免許を初めて受けた者が、電波法第百三条の二第七項の規定により当該包括免許を受ける月の属する年（十月一日から始まる一年をいう。）の電波法施行規則第五十一条の十の二の三第一号に掲げる区分の電波利用料を既に納付している場合には、同号に掲げる区分に係る電波利用料及び同項の規定により納付すべき第二条の規定による改正後の電波法施行規則第五十一条の十の二の三第三号に掲げる区分に係る当該属する年の電波利用料（当該携帯移動地球局に係るものに限る。）の上限額に係る同等特定無線局区分周波数幅については、同条第一号に掲げる区分の周波数の幅と同条第三号に掲げる区分の周波数の幅を一の周波数の幅とみなして電波法施行規則第五十一条の十の二の五の規定を適用する。
- 3 この省令の施行の日前に電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けた無線設備（技術基準適合証明等を受けたとみなされるものを含む。）であつて、次の表の一

の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げるものは、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であつて、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

一 占有周波数帯幅の許容値	二 周波数	三 無線設備	四 技術基準に適合するものとみなす周波数	五 技術基準
五 MHz	一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下及び 二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下	設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備	設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備として認証等を受けている周波数	第三条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準

五 MHz	一、九二一・七 MHz を超え一、 九八〇 MHz 以下	設備規則第四十九 条の六の九第二項 においてその無線 設備の条件が定め られている陸上移 動局の無線設備	一、九二〇 MHz を超え 一、九八〇 MHz 以下 (中心周波数が一、九 二二・五 MHz から一、 九二四・一 MHz のとき は、連続する最大一・ 〇八 MHz 幅)	第三条の規定に よる改正後の設 備規則第四十九 条の二十三の七 に規定する技術 基準
----------	------------------------------------	---	--	---

4 この省令の施行の際現にされている技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によるものとし、無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有し、前項の表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げるものは、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であつて、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。